

社会福祉法人さんよう

# 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さんようの役員等に支給する報酬に関する事項で、法令または定款等に別段の定めのある事項以外についてはこの規程による。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、評議員選任解任委員会委員、評議員及び役員をいう。役員とは理事及び監事をいう。

(報酬の体系)

第3条 月額報酬は、常勤・非常勤の役員とも、役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

2 役員の通勤に要する費用は、月額報酬に含まれるものとする。

3 日額報酬は、当法人の役員等が当該会議へ出席した場合に支給する。出席に要する交通費は日額報酬に含まれるものとする。この場合交通費が日額報酬を上回る時は、役員等の費用弁償等に関する規程第3条の定めによる。ただし、月額報酬を支給される役員については、日額報酬や交通費は月額報酬に含まれるものとする。

(報酬の基準額)

第4条 月額報酬は、役位別ならびに役員の等級別に、別表1に定める額を基準とし、職務に従事している場合に各年度の総額が30,000,000円を超えない範囲で支給する。

2 日額報酬は別表2により、理事に対して各年度の総額が700,000円を超えない範囲で、監事に対しては各年度の総額が400,000円を超えない範囲で支給する。

(就任または退任等の場合の報酬の取り扱い)

第5条 計算期間の途中で新たに役員に就任した場合、または退任・解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は日割計算等を行わず1ヶ月分を支給する。

(報酬の改定)

第6条 各役員の業績を評価して、別表1に定める役位別基準額の範囲内で、月額報酬の改定を行うことがある。

2 前項の評価・改定は原則として毎年1回、決算期の3ヶ月後までに実施する。

(支給日)

第7条 役員への月額報酬の支給日は毎月末日とする。ただし、当日が休日または土曜日の場合、その前日とする。

(控除金)

第8条 法人は、役員に支給する報酬から源泉所得税、住民税、社会保険料ならびに法人の立替金等を控除する。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より一部改定する。

別表 1

単位：千円

役 職	常 勤	非常勤
理事長	1, 0 0 0	2 0 0
副理事長	7 5 0	1 5 0
常務理事	5 0 0	1 0 0
理 事	2 0 0	4 0

※非常勤役員における支給基準は、概ね週1日以上勤務する場合とする。

別表 2

単位：千円

名 称	日額報酬
評議員選任解任委員会 評議員会、理事会 監事監査指導 等	10(手取り)